

平成29年度事業計画

1. 総務部

- (1) 会員の倫理観の向上を図る。
- (2) 会則及び諸規則等の整備を行う。
- (3) 相談・苦情等への対応を行う。
- (4) 非調査士の調査及び対応を行う。
- (5) 防災についての対応を検討する。
- (6) CPD（土地家屋調査士専門職能継続学習）の情報管理を行う。

2. 財務部

- (1) 予算執行の合理化を図るとともに予算内容の検討を行う。
- (2) 会員の親睦を図る。
- (3) 未収会費の納入推進を図る。
- (4) 厚生制度の安定を図る。
- (5) 会館運営について検討する。

3. 業務部

- (1) 本部研修会を開催する。
- (2) 法務局等との協議会を開催する。
- (3) 支部役員との協議会を開催する。
- (4) 新人研修会を開催する。
- (5) 他の研修会に参加する。

4. 社会事業部

- (1) 地図の作成及び整備について協議、研究する。
- (2) 筆界等について研修する。
- (3) 本部研修会を総括する。
- (4) 公嘱協会との情報交換・連携を行う。
- (5) 街区基準点の包括使用承認契約を関係機関（山口市、萩市）と結ぶ。
- (6) 筆界特定制度と調査士会ADRとの連携についての協議会を開催する。
- (7) 財産管理人支援センター（仮称）設立に向けての準備及び検討を行う。

5. 広報部

- (1) 「会報やまぐち」を発行する。
- (2) 無料相談会を開催する。
- (3) 土業ネットワークへ参加する。
- (4) 出前授業を行い、PR及び社会貢献活動を推進する。
- (5) 土地家屋調査士の知名度アップのための広報活動を展開する。

6. 境界問題相談センターやまぐち

- (1) 相談・調停の手续を通じて境界問題の解決を支援する。
- (2) ADR法による法務大臣認証取得に向けて活動する。
- (3) 筆界特定制度との積極的な連携を図る。
- (4) ADR関係他機関との交流、情報交換を積極的に行う。
- (5) 境界問題に関する民法等の法令、調停技法の研修会を行う。
- (6) 県内各方面へセンター及び事業のPRを行う。